

## 特定事業所加算（V）に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名			
異動等区分	<input type="checkbox"/> 1 新規	<input type="checkbox"/> 2 変更	<input type="checkbox"/> 3 終了

○体制要件	有	無
(1) 個別の訪問介護員等・サービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する利用者（※）に対して、継続的にサービスを提供している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[ <input type="checkbox"/> 前年度 <input type="checkbox"/> 前三月 ] における ([ ]はいずれかの□を■にする)		
(中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供状況)		
① 前年度又は前三月の中山間地域等に居住する者へのサービス提供人数（実人数）	人	
② ①における前年度または前三月の平均人数	人	→ 平均1人以上
(7) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 事業所の通常の事業の実施地域の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）第二号に規定する地域に居住している利用者かつ当該利用者の居宅の所在地と最寄りの訪問介護事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る。

備考 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）

書類も提出してください。